平成２２年（フ）第１２４６号
東京都西東京市保谷町６丁目15番２号ＵＫハイツ101号
債務者　志賀　昭夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２６７号
東京都日野市日野台１丁目11番地の５コーポ旭201
債務者　武藤　明彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１９０号
東京都昭島市昭和町５丁目４番５―103号
債務者　原　　一哲
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３０号
愛知県豊橋市高洲町字高洲27番地１
債務者　中村　宗晶
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４２号
愛知県豊橋市牟呂市場町22番地の12　201
債務者　ココ・プレシャスことアイコスメこと
安井　咲良
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４９号
広島県福山市青葉台２丁目10番５―302号
アンソレイエ、旧住所広島県福山市青葉台２丁目６番２号　レオパレス青葉台101
債務者　神尾　功雄（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第９３２号
東京都日野市新町１丁目13番地日野新町１丁目アパート３―106
債務者　田中順子こと　李　　順徳
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１０５４号
東京都日野市栄町２丁目24番地の１アーバン天野203
債務者　西川　貴幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２１６号
東京都八王子市美山町1791番地12
債務者　大橋　功子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２８５号
東京都福生市本町68番地５
債務者　名取　達也
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５１号
島根県浜田市内村町229番地４
債務者　佐々木由利
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第３０２号
長崎県佐世保市船越町570番地12
債務者　岩崎　政彦
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
栃木県小山市城山町１丁目６番３号
債務者　石塚　真作
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午前10時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３５３号
栃木県小山市大字喜沢274―９　アーバンハイツ喜沢202号、住民票上の住所栃木県宇都宮市簗瀬町1553番地１　メッツビジネスパーク簗瀬Ｂ―１
債務者　阿部　一義
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４９３号
相模原市南区南台６丁目18番６号　高峰コーポⅢ103号
債務者　白根　暢夫
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部